

## 裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成26年1月28日(火) 午後3時から午後5時

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 伊名波 宏 仁(横浜地方裁判所第1刑事部部総括判事)

裁判官 木 山 暢 郎(横浜地方裁判所第1刑事部判事)

検察官 松 田 智 史(横浜地方検察庁検事)

弁護士 井 上 泰(横浜弁護士会所属)

裁判員経験者1番 70代 男性 無職 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 30代 男性 会社員 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 50代 男性 会社経営 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 50代 女性 精神保健福祉士 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 60代 男性 会社員 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 60代 男性 会社員 (以下「6番」と略記)

(記者クラブ記者なし)

議事要旨

(司会者)

裁判員経験者の皆様、今日はお忙しいところ、この意見交換会に御参加いただきまして本当にありがとうございます。横浜地方裁判所第1刑事部で裁判員事件の裁判長を務めております伊名波と申します。今日は進行役を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。裁判員制度が始まって4年8か月になります。私もこれまで330人以上の裁判員の方と裁判を御一緒させていただきましたが、皆さんいずれも真剣に事件に取り組んでおられて強く感銘を受けているところがございます。おかげさまで裁判員裁判もおおむね順調に推移しているというふうに評価されているところですが、まだまだ改善すべき点がありますし、これからも絶えず運用の見直しをしていかなければならないというふうに考えております。そ

のために皆さんの御意見を伺って、より良い裁判員裁判の実現に役立てようというのが今日の会の趣旨でございます。ここでの皆さんの御意見等はその貴重な資料となります。限られた時間ですが、皆さんには、忌憚のない率直な本音の御意見、御感想をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。本日は裁判員裁判の経験があつて、実際に横浜で裁判員裁判を担当されている検察官、弁護士、裁判官が1人ずつ参加しております。簡単に一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。松田検察官お願いします。

(検察官)

横浜地方検察庁の検察官の松田と申します。よろしく願いいたします。私は検察官になってまだ5年目です。横浜に来たのが去年の4月からですので、まだ1年も経っていません。これまで横浜に来てから既に5件、裁判員裁判のほうを担当しました。横浜に来るまでは10件弱ほど、他の県で裁判員裁判を担当してまいりました。これまで15件弱担当しているわけですがけれども、まだまだどういう主張が分かりやすいか、どういう立証、どういう証拠の説明が分かりやすいか、証拠の内容がどういうものが良いかというのは、試行錯誤を重ねているところです。本日は皆様から貴重な御意見を伺いまして、今後、その御意見を参考にさせていただいてより良い公判活動をしていきたいと思っております。本日は検察官、弁護士、それから裁判官が目の前にいるので、あまり傷つかないようなことを言おうというふうに遠慮されずに、どしどしと率直な御意見を伺えたらと思います。よろしく願いいたします。

(司会者)

井上弁護士、お願いします。

(弁護士)

横浜弁護士会の所属の弁護士の井上泰と申します。裁判員裁判は、現在、係属をしているものを数えると4件、直に係属することになるものを含めて5件目で、それほど多くはないのですけれども、公判前整理手続で事実を争うようなもので1年

ぐらいかかるようなものが2回ぐらい入りまして、それを経験してきております。弁護人の主張というのに関しては、何度もこういう形で経験された方からお話を聞く時には、非常に辛口の批評をいただいたりしているのですが、できるだけ各弁護士に皆様の意見をフィードバックして弁護人としての活動についても今後しっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、今日はどうか忌憚のない御意見を聞きたいと思っております。楽しみにしておりますのでよろしくお願い致します。

(司会者)

では、木山裁判官どうぞ。

(裁判官)

第1刑事部の右陪席裁判官を務めております木山暢郎と申します。今日は第1刑事部の事件の関係で御担当いただいた方も若干名いらっしゃるようですが、その時はもう1人の同じ立場の右陪席裁判官が担当していたと思いますので、私は御一緒させていただくことはなかったわけですけれども。私自身、一昨年の4月にこちらにまいりまして、1年10か月ですかね、大体十二、三件担当させていただいているところであります。先ほど、伊名波裁判長の方からもお話ありましたように、参加するたびに、いろんな個性のある、様々な年齢、あるいはお仕事等々、性別等々、いろんな方とその時その時に組んで一緒に仕事させていただいているわけですけれども、本当に裁判体によっても個性様々ですが、一様に皆さん非常に熱心に取り組んでいただいているところというのを、私自身、毎回、肌身にしみて感じているところであります。それだけに、準備整えまして公判という場あるいは評議の場で、いろいろと皆さんに的確な判断を、あるいは充実した評議をしていただく上で、我々、私共の準備のあり方ですとか、説明のあり方ですとか、そういったものに、なお足りないところがないかということは常に関心の的でありまして、その辺を少しでも向上するといったことに資するべく、御経験いただいた皆様の生の声というのを聞かせていただくことにとっても意義を感じております。この意見交換会自体も私は2回目なのですけれども、前回出席させていただいた時も非常に有意義なお話を聞く

ことができました。今日もまたそういった意味で大変楽しみにしております。よろしく願いいたします。

(司会者)

それでは、今日の意見交換会はこのあと5時までを予定しています。では早速本題に入っていきたいと思います。最初に裁判員裁判を経験されての一般的な感想ということでお聞きしたいと思います。皆さんのプライバシー等に配慮して1番さん、2番さん、3番さん、4番さん、5番さん、6番さんというふうに呼ばせていただきます。まず1番さんが担当されたのは強盗致傷事件でしたね。

(1番)

はい。

(司会者)

事案としては、万引きをした後に追いかけてきた警備員に対して、逮捕を免れるために警備員に向けて、乗っている自動車を衝突させて怪我をさせたと。強盗致傷の事案というふうに伺っております。実質4日間で、細かいところでの争いがあるようでしたが、自白事件ということで、犯罪の成立自体にはもう争いがなくて、暴行の認識とか、あるいは衝突したのか接触したのかとか、そういった点に若干争いがある事件。被害者の証人尋問をされて、そのほか、情状証人が2人いて、検察官の求刑が懲役6年、弁護人が執行猶予を求めていたところ、判決は懲役3年。この事件を経験されての御感想を伺いたいと思います。

(1番)

私はですね、裁判員の立場に立つということに対して、かねてから昔流に言えば恐れ多いというか畏怖の念を持っていたのですが、刑事事件というものを実際に担当してみて、証拠の追求だということを改めて認識しましたので、それがずっと突き詰めていくとですね、人間の真理の真善美の追究に至るのではないかというふうに思って、この裁判の優劣というか、どちらにどうするべきかという判断の基準を自分はしたのです。そういう意味で人を裁くということのその畏怖の念というもの

が、これは法的なことは非常に社会の秩序を守る上で非常に大切なものだというこ  
とを改めて認識したというのが私の実際の感想でございます。

(司会者)

ありがとうございます。では2番さんですが、この事件は殺人事件で、精神障害  
を患っていた妻の介護をしていたのですが、その介護をし、介護による経済的な疲  
弊から思いつめて妻を殺害したという殺人の事件と、そのことを黙っていて妻が受  
け取っていた年金を引き続き受け取り続けたという詐欺の事案です。私もちょうど  
関与していた事案です。実質的には4日間の事件で、自白事件で、量刑が問題にな  
るという事案です。検察官の求刑は懲役12年、弁護人は温情のある処分、判決を  
ということでしたが、判決は懲役10年ということでしたが、御感想をどうぞ。

(2番)

事件の内容としては、すごくよくあることだと思います。年金受給を不正に搾取  
したということと、それに繋がる介護による疲れからの殺人ということで、すごく  
どこにでもあるテーマだと思いました。いざ、この裁判員を経験しまして思ってい  
たよりもはるかに自分の発言力があることを実感しました。話し合いに対しても量  
刑の判断にしても、それが自分の発言として一票になるわけですし、すごく責任を  
感じて、責任の重さも感じましたし。そういうところは印象に残っております。

(司会者)

ありがとうございます。では続いて3番さんですが、覚せい剤の密輸入の事件と  
伺っています。中国の貨物船の乗組員である被告人、外国人。被告人が同僚に指示  
して覚せい剤を携帯させ、下船させて輸入したという事案と伺っています。実質4  
日間で、主な争いがない自白事件で、ただ認識の程度が若干問題になったようす  
が。求刑が懲役12年のところを懲役9年。弁護人は懲役6年ということでしたが、  
懲役9年の判決をされたということですが、御感想を。

(3番)

私も裁判員に決まった時に、人が人を裁くということが、まず頭にあって、あま

り良い印象は持ってなく、私自身もそういう立場にあるのかという自問自答から始まっています。最初、裁判員のメンバーが集まって、事案の内容を聞いて、そのとき、皆さんもそうだと思うのですけれど初めて事件の内容が分かった。内容が外国人であるということ、それから覚せい剤の案件である、それからもう一つは被害者をどういうふうにかえたらいいのかと、その辺が頭にのぼっているいろいろな判断をさせていただいたのですが。検察側と、弁護側の量刑と言いますかね、倍ぐらい違ったんですね。その中で、裁判長を中心に裁判員がいろいろな意見を交わしてまとめていく中で、私自身の当初の考えも変わってきましたし、また他の方も変わってきた。そういう歩み寄りができて、最終的な結論になったということは、やはりそのチームでやった成果がでたのだ。そういう実感が持てて最終的にはやはりこういう経験をさせていただいて良かったなと思って終了しております。

(司会者)

ありがとうございます。では続いて4番さん。事案としては住居侵入強盗致傷の事件で、被害者方に侵入して現金を盗んだところ、被害者に発見されて、追跡され、逮捕を免れるために暴行を加えて怪我を負わせたという事案と伺っております。実質的には6日間で、これは否認事件で、事件性、まず事件じゃないのだというふうに弁護人が主張している。仮に事件であったとしても、被告人はその犯人じゃないということで徹底的に争われた事案と伺っています。被害者や警察官等、合計8人の証人尋問をされたというふうに伺っております。どうでしょう。

(4番)

裁判で初めて裁判員させていただきました、この制度の中に入って日本の裁判というのを経験したことがとても大きいことで、知らないことがたくさんあったというのが一つ感想です。法廷がこんなに地域に公開されていることを全く知らなくて、傍聴席にたくさん人が出入りしているという、それが全部自由な出入りだということも知らなかったということで、改めて本来非常に民主的な形になっていることが、すごく良く分かりました。裁判ですけれども、犯人とされた人が黙秘権を行

使されていて、弁護士たちにも黙秘権を行使していました。全くなんにも言わないというところで、争わなきゃいけなかったということに、私とか市民である裁判員の皆さんはすごく戸惑ったり怒ったり、不信感を持ったりとかしたという経過がありました。裁判長のほうに、黙秘権について聞きましたら、犯人側の人権を尊重するために、この権利があるのだからってことは伺ったんですけども、おそらくそれは様々な深い理由があってそうなっていると思うんですが、この裁判に関しては人権を守ったというよりも、犯人が加害者の人が自分の問題に向き合わないような盾になっているような気がしまして、それはすごく権利を守るってものの裏側についてくるいろんな問題が見えたような気がします。私たちの一般的な知識で、裁判なのだから加害者にも被害者にもきちんとした公平な見方や捉え方をしなきゃいけないっていうのは重々分かるんですが、被害者の方の受けた被害はお金を取られたということですけどそれはそんなに大きな額ではないんです。1か月のお給料分だしそんなに高額な費用じゃないんです。それから足の怪我也それほど寝たきりになるという状態でなくて、1か月ぐらいで治るんですけど、やはりその方の生活に与える影響がものすごく大きくて、おそらく半年、1年、この事件の影響で生活もすごく狭まっていくだろうなということを察しましたし、そうなった時に私たちが量刑を決めて、判決を決めることが、この被害者の方にどれだけ救いになるのかなというのは一つに考えました。気持ちの整理がつくのだろうかとか、犯人にきちんと刑を決めることで少しは楽になるのかと考えたんですけど。それを聞く機会はなかったのですが、その判決を与えるってことは、犯人に責任を取ってもらうってことだけでなく、被害者の方にもなんらかの救いとか救済になるものに繋がることなのだというのと、それに対するいろんな限界であるとかいうことも感じました。犯人とされる方が黙秘権を使うので、弁護士の方も非常に困ってらっしゃって、でも一生懸命その被告人側に立って弁論をするんですけども、なかなかうまくいってないのですが、それだけ、私たちは私たちに裁判員として、裁判官のお力を借りて公平な納得する量刑が決められたというように感じております。

(司会者)

ありがとうございます。では5番さん。これは強制わいせつ致傷，強盗の事件。それから住居侵入，強姦の事件。通行中の見ず知らずの女性に対するもので強制わいせつ致傷と，その際の強盗。それから別の機会に別の見ず知らずの女性方に侵入して強姦したという事案と伺っています。実質は4日間の自白事件で，被告人のお母さんが情状証人として出廷した。検察官の求刑意見は10年，弁護人の量刑意見は3年6か月というかなり差があるけれども，判決は懲役は8年6か月という判決をされたということですが，御感想をどうぞ。

(5番)

始めに，一昨年になりますけれど秋に裁判員のお手紙をいただきまして，それまではまず選ばれることはないだろう。当然，裁判員という制度についてはニュースその他で知ってはありました。ただ，まずくる事はないだろうという考えというか気分でいたわけです。けれども，そこにきたということで，お手紙の中にいろいろ説明だとかDVDも含めて親切に書いてあって，説明されていたと思います。その中でまあ1年間ということで，もしかしたらその中でも，選ばれないかも知れないというような感覚もありました。実際，次の年になりまして，裁判所の方に来るよというお手紙をいただきました。その時点で，もうはっきりこれは大変な役目をもってしまったという感覚でした。それから事件についてはですね，当日になってからということで，どういう事件を担当するかということも分かりませんでした。実際に裁判員6名，補充裁判員が1名ということで，選ばれたわけですが。今回の事件については，主に強制わいせつ，強盗も含めて住居侵入と，世間一般的な，そういう罪に対しての考え方と，裁判官の方が考える，要するに刑としてどういうふうに考えるかというのを，私は開きがあるのではないかと最初に感じました。裁判を行って，先ほどお話がありましたように，弁護側の3年6か月ですか，それと10年という，すごい大きな差があったということは，私としてはどう受け入れていいのかということに迷った，当時そう思いました。ただ裁判員の

皆さんは、たまたまなのかこれは選ばれたのかよく分かりませんが、女性の方も数名おりまして、それと男性にしてもお子さんがいたり娘さんがいる。私もそうですけど、そういうような環境の方が多かったかと思います。そういうことで、量刑を考えていったのではないかなというふうに、後で感じました。実際には犯人のほうから慰謝料とか、そういうことを金銭的な面も含めて謝ったということと、裁判の途中で謝っておりました。それが本当に謝っているのか、口からただ出てきただけなのか、そういうようなところを、いかに捉えるかということで、おそらく私も含めて裁判員の方が考えたのかなと思います。そういうことを含めて8年というような形で出てきたのかなと思います。

(司会者)

被害者それぞれに200万と580万円、被害弁償していたっていう、事案でしたよね。

(5番)

これだけ支払ったというか、出したので、なんとか刑を軽くして欲しいというような、そういうのが、どちらかというところと雰囲気として出てくるような感じでした。

(司会者)

ありがとうございます。では、6番さん。殺人未遂事件で、これは母親が2歳の息子を殺害しようとしたということですが、母親が病気で、その病気の苦しみ等の様々な苦悩から逃れるために、2歳の息子を道連れにして死のう等と考えて首を絞めつけたが、この被告人の申し出を受けたその夫が救命措置を施したことから未遂に終わったという事案のようです。実質5日間で行われて、自白事件で、量刑が争点になっている事案。被告人の夫それからお兄さんの証人尋問があったということで、検察官の求刑は懲役5年で弁護人は執行猶予を求めている事案で、判決は懲役3年で5年間執行猶予を付したという事案のようですが、どうぞ御感想を。

(6番)

この事件はですね、女性の大きな一つの病気があって、その病気に伴ってですね、

いろんな生活の中から、衝動的に2歳の自分の我が子を、首を絞めてしまった。そういう事案だったのですが、女性のこれから、そういう事件を起こした後の環境、あとは1年間拘束されている、そういう状況を踏まえて、量刑、罪としてはどのくらいなのかという形でいろいろ皆さんと協議したわけです。その中で、皆と意見を話し合った中で、私がすごく、なんていうかな、一つの物差しとして、いいなと思ったのが、量刑グラフというものを裁判長が出してくれて、モニターで見せていただいて、いろんな事案の似たような犯罪のグラフがありまして、この事件はこのぐらいが相当という一つの物差しを示してくれたのですね。それが私としてはすごい、よりどころになりました。そしていろんな意見を、皆さん人生経験いろいろ、育った環境もまちまちですから、その一つのことに対して捉え方もまちまちですので、その中から一つの本当に誠実に、私はこれこれ、この事件に関してはこう思う、私はこう思う、そういう中から、先ほど言いましたように女性のこれからの環境とか、病気というものも含めた形で、懲役3年執行猶予5年という形で刑が決定をしたんですが、その裁判員裁判を通じて、私も裁判員裁判というのは本当に初めての経験だったものですから、実際、問題の病気のことでも知りませんでしたから、どういふものなのかという事で本を読んで勉強したし、そしてその中で、会社のほうから、私の会社、普通のサラリーマンなのですが、裁判員裁判はこういう感じで、こういう勉強になったよ、なんていう形で話し合いもできるようになりました。また、家族、家へ帰ってですね、こういうことで今、裁判員裁判をお父さんしているのだけど、こういう形でこういうところが勉強になって、こうだよって形にすると、また家庭の中にも、一つの今まで経験のなかった会話も生まれました。この事件を通して、本当に誠実に、いろんなものを判断していかなくちゃいけというのと、あともう一つは人間的な質っていうものを、本当にこの裁判を通じて勉強させていただいたと、そう感じております。

(司会者)

ありがとうございます。今、一般的な感想について述べていただいた中には、ま

た個別の問題点として、これからまた意見を述べていただくという部分もあるかと思いますが、またそのときに触れていただきたいと思います。では、二点目ですが、第1回の公判期日で起訴状が朗読されて、そのあと起訴状に書いてある事実について被告人それから弁護人が意見を述べて、そのあと検察官からまず冒頭陳述というものがされて、証拠によって証明しようとする事実について説明がされたと思うんですけども、この時に冒頭陳述メモというものも配布されたと思います。これはあくまで検察官の主張、言い分で、証拠ではないということも、よく言われたかと思いますが、検察官の冒頭陳述に引き続いて弁護人の方でも同じように、弁護人の冒頭陳述というものがされるんですけども、この冒頭陳述、検察官あるいは弁護人の冒頭陳述を聞いて、分かりやすいものであったかどうかという点について、伺いたいと思います。じゃあ1番さんから。

(1番)

私どもの事件につきましては、概要はここでは申し上げませんが、被告人が要するに万引きをして、それを警備員が止めたにも関わらず、暴走して逃げ去ったというところがポイントだったんです。それに対する反論等もございましたけれども、絶対的な証拠として、ビデオで撮影した現場カメラがあったんです。ああいうものを見せられると、いかなる詭弁も全く用を成さないものだということを如実に感じました。先ほどアメリカのボストンマラソンかどこかで爆発事件があった時に、走っている人が頭にカメラを付けて走っていたので現場の様子がよく分かったというニュースが流れておりましたけれど、実際、刑事事件のそういう絶対的証拠っていうものは、裁判になる時はそれぐらいの証拠を備えていないと、勝訴は、勝ちを取れないのかなと思うぐらい、その説得力があった証拠でありました。

(司会者)

すみません、申し訳ないのですが。その証拠調べをする前の段階に、これから検察官が証明しようとする事実について、ストーリーなり主張をしたかと思うんですけど、それがこうすつと理解できたかどうかという観点からの質問です。

(1 番)

それは、それなりに理解できました。理解できた裏付けで、その今いったビデオがあったので、より鮮明になったということです。

(司会者)

特に詳しくすぎるとかということはなかったですか。

(1 番)

いや、それはありません。むしろ、聞いていて大事なことは、要するに我々に分かりやすく簡単明瞭に話していただくということが一番のポイントではないかと思いました。これは検察官の方はその点ははっきりしていましたが、敢えて言えば弁護の方は非常に曖昧な点があったということは事実です。

(司会者)

弁護人の冒頭陳述、弁護人の主張はどうでしたか。検察官の後に弁護人の主張がされたと思うのですが。

(1 番)

あったんですけども、一応事実の羅列というよりは、事後の羅列というような感じがしました。

(司会者)

事後の羅列といいますと。

(1 番)

事後っていうのは事件が起こった後の、要するに被告人の家庭の状況とか、それからこれはこうだったという訂正とかして、その事件前の事実について触れる部分は少なかったと思います。判決っていうのは当時の事件そのものが問題だと思いますので、その点をいかに弁護できるかが大切ではないかと思いました。

(司会者)

それから、冒頭陳述のメモですけども、これはあくまでも主張、言い分なのですが、これと証拠とごっちゃになるっていうことはなかったでしょうか。

(1 番)

ありました。あつてむしろその点は説明を求めたところ、弁護人はそれを訂正しました。

(司会者)

弁護人の冒頭陳述の場合ですか。

(1 番)

ええ。冒頭陳述で。私どもの場合は車が出た時に、急発進ではなかったとか、あるいは、車をバーっとやって、その警備員の方を撥ねたという時の行為に、ある程度弁護が重なり過ぎて、「そういう意図はなかった」というふうに言ったのですけれども、実際ビデオ見たら全然それとは違うじゃないかと、「なんでそういう訂正をしたのですか」ということに対して、弁護人は、「これは私がこういうことで直しました」と言われたということがありました。

(司会者)

分かりました。2 番さん、どうでしょう。

(2 番)

私が担当した事件は4日間の日程だったんです。そして午前中に選任されまして、もう午後から裁判に出るという形になりました。そして何も分からないというままに裁判に臨みまして。資料として提出されたところで、視覚化されているのが分かりやすかったと思います。そして担当した事件では、殺人と年金詐欺という内容だったのですが、被告人が全部それを事実として認めている事案だったので、その点の難しさというところはなかったと思いました。そして提出された内容等も順を追って羅列されてあったので、内容的には分かりやすかったと思います。

(司会者)

要するに一回スツと聞いて、見聞きして、理解できる内容であったと。

(2 番)

その初日の最初の1回目から参加しまして、2回目、3回目っていう段階を追っ

て入っていったというか、その資料として得られたものは分かりやすかったという印象でありますけれど。

(司会者)

冒頭陳述メモって、最初ございましたよね。それと、その後、証拠調べをどんどんしていくわけですが、証拠調べをしたものと、その冒頭陳述メモに書かれたものが、ごちゃごちゃになるってことはなかったですか。主張と証拠とってというのが。

(2番)

ごちゃごちゃってというのはなかったですね。

(司会者)

ありがとうございます。3番さん、よろしく申し上げます。冒頭陳述メモについてです。

(3番)

私の担当したのは、覚せい剤の密輸と輸入、覚せい剤の取締法違反と関税法違反ですか。港の事件のわけです。まず、検察側の方は、非常に分かりやすい冒頭陳述メモを提出していただいて、内容的には写真があったり色が付いてあったりとか、それから地図があったりとか、法廷の画面を使って写真等も、相当多くの写真を撮ってですね、事細かに説明があり、事件の推移っていうのはよく分かりました。それに対して弁護側のほうは、非常に事件に関して弁護する言葉が羅列されているのですが、私が一番印象に残ったのは被告人の中国にいる奥さんからの弁明の手紙、それを読まれて、それが弁護のためになるのかどうか非常に疑問があったのですが、あと家族構成ですとか年齢とか小さい子供がいると、そういうことに弁護の内容が尽きていたような気がするのです。そういう意味では、量刑について、こうだからこの量刑というような、ちょっと理解ができないような内容でありました。

(司会者)

今、写真がいっぱいとか言われたこれは証拠の中身、証拠の取調べに入ってからのお話でしょうかね。

(3番)

冒頭陳述メモ、ちょっと完全に分けて理解できていないかも知れないです。その1日目だったのか、2日目だったのかというところだと思います。

(司会者)

そうですか。ありがとうございます。4番さん。

(4番)

冒頭陳述メモと証拠の取調べが、ごちゃごちゃになってはいないかここで改めて言われたら、それは違うものだっていうのは、ここで認識したんですが、ただ検察側と弁護士側の冒頭陳述は図に書かれて非常に分かりやすく、ただ事件自体が盗んで、逃げて、争って怪我をしたっていうそんなに難しいものではなかったんですね、経過が。だから図でも分かったのかなっていう気がしないでもないのですが。ただ、図にさせていただいたのでそれぞれの言い分がどうなのかっていうことが分かって、それが分かりやすかったんです。弁護士側の申立てというのが事件性そのものを疑うということだったので、その最初の時点で私たちは、彼が黙秘していることがどれほど話し合いに影響しているかということが、あまりピンと来ていなかったんですね。ただ弁護士の方が事件性を疑うっていうふうに出てきたので、逆にその後の証拠を私たちがきちんと検証しなきゃいけないんじゃないかっていう気持ちになったのはあると思うんですね。ただ今思えば、弁護士はああいうふうな申し立てをするしかなかったのかなって、何しろ本当に何も言わない方だったので、被告人の方が。事件性を疑うっていうふうにしかなかったのかなとも思うし、ただそういうふうに言ってくださったことで、その後続く証拠の件に関しては私たちは結構わりと丁寧に話し合ったきっかけになったかなっていう気がします。

(司会者)

最初の検察官の主張は絵とか書いてあって分かりやすかったということですかね。

(4番)

はい，分かりやすかったです。

(司会者)

これからどういう点が争いになって証拠調べしていくのだったということが，よく分かったということでしょうか。5番さん。

(5番)

冒頭陳述メモですけれど，まず，それぞれ検察官側から出されたもの，それから弁護士側から出されたもの，まとまっていたと思います。ちゃんと表になっていて，比較的読みやすかった理解しやすかったと思います。ただ主張がそれぞれ違っているところがあると。事件については，はっきりしているのと，犯人が自供，反省している，先ほど言いましたけど慰謝料も。それについて，どういうふうに扱っていくのかって，それぞれの立場でおっしゃったと思います。その辺ははっきりしていたと思いますし，分かりやすかったと思います。

(司会者)

では，6番さん。

(6番)

冒頭陳述メモに関してはですね，時系列にまとめてありまして，私の担当した事件に関してはですねすごく分かりやすかったです。

(司会者)

ここで検察官，何かコメントがございましたら。

(検察官)

検察官からも是非この冒頭陳述メモの在り方について皆様の率直な御意見をお伺いしたいと常々思っておりまして，先ほどちょっと出ましたけれども，選任されて，いきなり午後から，いざ始まるとなった時に，最初の検察官の冒頭陳述メモの分量として，あまり分量的に多いと頭に入ってきにくいからなるべく少なめの方がいいという御意見か，それとも，ゆっくり時間かけてもいいので，なるべく詳しく最初に説明してもらった方がいいか，皆様それぞれお考えがあるかと思うんですけど

れど、こういった点についての率直な御意見も伺えたらと思っております。

(司会者)

どうでしょう。1番さん、いかがですか。

(1番)

私は、土日をはさんで5日間だったのですが、土曜日は休みに、そのまま囲碁等して雑用していましたので、ほとんど裁判のことは考えなかったのです。日曜日に、明日また行くのだと思ったときに、ふと事件のことをずっとう、振り返ることができたんですね。その時やっぱり大事なのはポイントなんですね。だから、今、検察官の方がおっしゃいましたことについて言えば、ポイントをしっかりまとめていただいて、それに対する必要な補足事項があったら説明をしていただくということで、要は簡単明瞭が最も相応しいのではないかと思います。

(司会者)

では、2番さん。

(2番)

先程も言いましたけれど、午前中に選任されて午後にその裁判という環境であったけれど、最初に、裁判を行う前に誰もいない法廷に入りまして、シミュレーションじゃないけど、ちょっと座るわけです。それで、そこで裁判官と同じ列に座った時に、多少覚悟が持てると思うんですよ、その責任と。だから最初に出される資料は、わりと詳細であっても僕はいいと思っています。

(司会者)

では、3番さん。

(3番)

私の事件の場合は、おそらく裁判になるまでに10か月ぐらいは期間があって、その間、検察の方がいろいろ調べられたと考えるのですが、やはり裁判員同士や、裁判官と裁判員で話をしていく中で、ここは調べられなかったのかとか、ここは確認しなかったのかとか、そういうことが出てきたのです。それを考えると、やはり

検察の側でこまめに調べられた内容というのは、一番最初に出していただいた方がいいのかなとそういうふうに考えました。

(司会者)

では、4番さん。

(4番)

事件が複雑だと、どの程度、図にして簡略化できるのかなってというのが、ちょっと疑問というのか分からないのですが、ただ文章よりも図式にさせていただくことは大変助かりました。分かりやすかったですし、全体像が見えるっていう点で文章よりも図にさせていただくことは非常に助かったと思います。あと、いきなり、ただ慣れてはいないですけど、そもそも裁判員は初めてで一回きりの経験なので慣れないことを前提だと思うので、皆さん本当にちゃんとした社会人の方でそういう不利な条件にも関わらず、それをあまりこう負担に感じないでやっていてくださったように思います。

(司会者)

では、5番さん。

(5番)

量としては私の場合は適当だったと思います。A3それぞれ1枚でお話していただいて。表については、はっきり覚えていませんけれども、それぞれ項目ごとに簡単に書いてあって、その辺のところの記述については適切だったと思います。

(司会者)

では、6番さん、どうぞ。

(6番)

今、松田検察官が、より参考にしたり、いろいろ意見を聞かせてくれてということに対してで、冒頭陳述メモの中で、私の担当した事件に関しては、精神の病気だったわけですが、その病院のこと、一時退院とかそういうもので、医者意見とか病気の状況とか、そういうのが一切なかったのですね。だからそれは、医者の責任、

一つは病気っていうのがあるのですけれど、病気に携わっている医者が出て、それは本当にその事件とは関係ないところにあるので、医者のそういうものはなかったのかなって今でもすごい不思議に思っているのです。だから、この私が担当した裁判の中で、この病気っていうものに関しては、医者の見解であるとか、この人がこういう状況だったっていうのが全くなかったのですね。本当に医者とその事件を起こした女性にももちろん、病気でいろいろ治療しているわけですから関わっているわけじゃないですか。そこがないのはなんでなんだろうって。今でもすごい不思議に思っているのですね。だから実際問題それが可能か、法的にはどうなのか、私も法律に関しては全然本当に分かりません。ただ、陳述調書の中で、医者の意見とかそういうものもあるべきなんじゃないかって、本当に素人の発想なんですけれどそう感じていますね。

(司会者)

検察官よろしいでしょうか。

(検察官)

貴重な御意見どうもありがとうございました。

(司会者)

弁護人の立場から、井上弁護士。

(弁護士)

ほとんど被るんですけど、弁護人の冒頭陳述について、いろんなアンケートとかを、皆さん以外のところで集めたものを見させていただいて、やはりちょっと分かりにくかったってような御意見が多かったりします。事件の概要みたいなものを主として説明する役割としては検察官で、弁護人として、いったいどこがどういうふうに反論すべきなのかってというようなところを、たぶん冒頭陳述で基本的にはこれから始まる裁判で自分達が立証する、言ってみれば予告編みたいなところでたぶん語らなければいけないのだろうとは思ってますけれども。なかなか各弁護士が試行錯誤しながら、どれが良いのだろうか。結局、自白の事件があったりとか、皆

さんの中でも否認の事件, 黙秘の事件なんかもあったということなんですけれども, それぞれの事件によってまた別個いろいろと変わってくるかと思うのですが, 皆さんが見た中で, 弁護人の方の冒頭陳述で, 弁護人の言いたいことがよく分かったというようなもので, それがどんなふうにまとまっていたのか, もしあれば, 今後に続くというか, 弁護人として活動するにあたって, 何を押さえた時に, これからの裁判の概要というか, 弁護人の主張が分かりやすくなるという観点から, 皆さんの御経験で, この弁護人こういうことを言いたいのだと分かった。それがどういう分量でどんなふうに説明をしたのかってというようなところがもしあれば教えていただきたい。

(司会者)

1 番さん, 何かございましたか。

(1 番)

私は弁護士という仕事には正直憧れていたのです。それぐらい, 弁護士のような仕事ができるといいなということを思っていたけども, 今回の裁判を通じて, やっぱり犯罪者の弁護をするということの難しさっていうものを感じました。要するに, この方の弁護をして, それがなんていうのですか, 勝ち負けでいえば勝ちに繋がれば弁護士にとってはベターなのでしょうけれども, やはり不利益な材料をいかに弁護するかという仕事の難しさを同情しながら聞いておりました。正直な感想です。

(司会者)

では, 2 番さん。

(2 番)

素人考えでいたのですが, 裁判というのはしらを切っている被告人を弁護するという形もありましてそういう時は, 例えば罪を犯しているのにしらを切ったとして, どうそれを弁護していくのだろうと, その難しさとか, 大変だということも感じていたんですけど。僕の担当した事件は全部, 罪を認めている事案だったので, そこを弁護するというのは分かるというか言いようがないというかそういう印象でした

ね。罪を認めているからこそこの弁護っていう同情できる部分も分かりますし、やっぱりしらを切っている事件と、私の担当した認めている事件との違いもあるのですけれど。その認めている人に対する弁護というのをまあ分かるなあというぐらいの印象しか得られなかったというか。そういう点ですね。

(司会者)

では、3番さん。

(3番)

やはり、さっきも申し上げたのですが、私の件も弁護人については、同情票を取るというか、結局、年齢まだ若いということと、奥さん家族がいて子供が小さいということと、それから本人は謝罪していますと、実際に本人もその場で、もう泣くほど謝罪をしています。ただ、それに裁判官、裁判員が惑わされちゃいけないなというのもその場の意見でして。本当に弁護の方に発言していただきたい内容というのは、なぜそれをしたかという動機です。動機を本音のところを本人から聞いていただいて、その場で発表していただく。やはり本人の言っていることっていうのは、言った言葉であっても態度であっても、我々はそのまま受けちゃいけないなっていうことも当然考えますので、その前の段階で、弁護人が被告人と話した内容の中で、彼はこういういうきっかけでとか、例えば他に共犯者がいてとか、こういう社会の中でこういうことを犯してしまった。そういったことを言っていただくのが、我々の判断基準というかある意味では弁護にも繋がるんじゃないかなというふうに思いました。

(司会者)

4番さん、どうぞ。

(4番)

入口の部分なので、そこだけの感想言うのは、難しいのですが、私の担当したのは被告人が黙秘しているっていうことが、すごく大きな影響がありまして、結局弁護人をすら信用していない。もう何回も刑を繰り返している方だったので、

もう全然、裁判制度そのものも司法も全く信用していないっていうのが見える方だった。弁護人は大変だったなっていうのは、裁判が経過の中で進めば進むほど皆がそういうふうを感じるようになるんです。冒頭陳述で事件性を疑うってなったときは、弁護人なりにこの犯人の何かを救おうとしたり、可能性を見つけてそういう持っていく方になったのかなって、その時は思いましたけれども、裁判が進めば進むほど、どうもそうじゃないらしい。これは弁護人の側もかなり四苦八苦してやっているのだなっていうことはすごく皆に見えてきて。しかも弁護人非常に若い方2人だった。被告人の方はもう本当に高齢者で全部分かっているような感じの方で、その対比がすごく出てくるんです。こういう方を弁護する難しさがあるけど、逆に難しい場合には、淡々と、若いながらも進めていっていただく方が、こちらも落ち着いて考えられたかなということだと思います。難しい弁護をしているのだから分れば分かるほど、私たち自身が公平に判断することが、揺らいできたりとか、自信がなくなるとまではいかないのだけど、大変な人を弁護しているっていうことは当然被告人に不利な感覚を、ネガティブな感覚が強くなってくるので、弁護人たちは難しい立場にいて、その弁護人の雰囲気によってずいぶん違っているのだなっていうのは感じました。

(司会者)

先ほども言うておられました弁護人の最初の冒頭陳述ですけれども、一応こういう点を争っているのだなっていうことは非常によく分かったということでは。

(4番)

事件性を疑うって、シンプルなので。それで分かりました。

(司会者)

5番さん。弁護人の冒頭陳述メモで、こういったところが良かったということがあれば。

(5番)

弁護人の方からのメモですけれども確かにまとめられてはいました。はっきりし

ていることは、罪を犯したことは罪として、先ほど3番さんが言われましたように、謝罪をしている、例えば慰謝料も払っている、そういうようなことを主眼において、これだけ悔い改めているのだから刑を軽くして欲しいと、後になって気がついたことですが、そこが少し強く出過ぎたのかなという気がしないでもありません。ただ、弁護する立場としては犯した罪については、それはもうどうしようもないわけで、それからどのくらい刑を軽くしていつてもらえるかというところに主眼がおかれていたのかなというふうに思いますけれども。そういうところがちょっと感じました。

(司会者)

だから審理の最初の時点で、ここを、こういう点を特に重点をおいて立証したいということが分かったということによろしいのでしょうか。

(5番)

そうですね。

(司会者)

6番さんどうぞ。

(6番)

冒頭陳述メモの中で、私の事件を担当した弁護人さんの話も聞かせていただいたわけですが、一つはですね、素人の裁判員裁判の、私も素人なのですが、実際いろんな自分の生きてきた経験からいろいろ話を聞いてみて、また図を見たりして、いろいろ判断をするわけですが、先ほど4番の方が淡々という日本語を使われたんですけど、その動機であるとか裏付けであるとか証拠であるとか、本当に客観的な真実を本当にこういう形でこうなのだと、それに基づいたやっぱり弁護をすることが、裁判においては一番、人の判断する心を一番揺さぶるんじゃないかなと思いますね。それで情の部分とかそういうものに関しては、あの短期間の中でも、いろいろなものが、ペイントでいうと剥がれてくる、そういうことをすごく感じましたね。ですから淡々と客観的に話をするそういうことが一番大切なのかな

と思いました。

(司会者)

井上弁護士よろしいでしょうか。

(弁護士)

はい。いいです。

(裁判官)

4番さんが全体像が分かることが分かりやすいという言い方されましたよね。かなりの否認事件で両方がっちり争っていたような事件だと思うのですが。全体像とおっしゃるときにですね、検察官が立証しようとする全体像、それからそれに対して弁護人がそれに対してどういうふうに争いを挑んでいるのかというね、そこを両方をあいまっての全体像かなとも思うのですが。そういうふうに見たときに、この事件の場合ですね、初めの導入部のプレゼンテーションいわば、そういう場面だと思うのですが、ああなるほどそういう事件かとかね、こういうところ注目して見なきゃなとか、これから始まるワクワク感と言ったら、ちょっとオーバーですけど、そんなのありませんでしたか。

(4番)

さっきも言いましたけど、結局事件性を疑うということをおっしゃったので、当然、だからその中にこれは証拠にならないとか、証拠としては不完全であるみたいなことをいってらっしゃるので、そうなる私たち、じゃ証拠をきちんと検証するのが大事なのだなという意識はそこで持ったと思うのです。

(裁判官)

これから始まる本番の証拠をきちんと見なければというその意識付けの効果は大いにあったわけですね。

(4番)

具体的に、こういうふうに検察側はここをいっているけど、これはそういったことを確定することにはなっていないってことを書いてあったり、なぜならない

かっていうことを書いてあったりするんで、じゃあ、こういうところを見ていくことが大事なのだなっていうことは、考えることはできました。

(裁判官)

そうすると、結構その事件の弁護士、若い方が淡々と一生懸命とおっしゃっていましたが、なんていうのかな、始めの。

(4番)

冒頭陳述ではそうだったのですけど。

(裁判官)

冒頭陳述、あとはもう。

(4番)

段々ちょっと違ってきちゃった。

(裁判官)

そうですか。冒頭陳述では検察官うまくとかみ合って、事件の見どころみたいなものを掴めた。

(4番)

見どころっていえばそうなのですけど、その段階で、半分、こちら側も素人なのだけど、この人がやったしかないでしょうっていうのは、やっぱり検察側の申し立てで聞くとするんです。

(裁判官)

冒頭陳述を聞くと。

(4番)

他に犯人はいないんじゃないかっていうことを、検察側のお話を、冒頭陳述だと、そういうふうに思うんです。なのに事件性を疑うっていうように持ってくるのだから、やっぱり証拠をきちんと検証しなきゃいけないんじゃないかって思いました。

(裁判官)

検察官のお話だけ聞けばそうかなって思っちゃうところを別の見方の可能性を提示されてみたいな，そんな感じですかね。

(司会者)

証拠の取調べに入っていきたいと思います。証拠としては主にとということで三つに分けられるのではないかとあって、三つあげております。一つは報告書。現場の写真とか現場の図面とか、あるいは携帯電話で関係者がやり取りしている場合の通話記録とか、あるいはメールの内容とか、あるいはお金の出し入れとか預金、あるいは借金とかの財産の状況とか、そういった事柄に関する、客観的な事実に関するもの、事柄をまとめた報告書類、捜査報告書と呼ばれていたと思うのですけれども、そういったもの。それから二つ目としては供述調書。これは被害者とか目撃者とか共犯者、それからその他の事件関係者、動機に関係している人とか、関係者の話した内容を警察官とか検察官が聞いて、その内容を書面にまとめたもの、これは供述調書という言葉で説明がされていたかと思うのですけれども、そういう供述調書、あくまで書面で、これは法廷では検察官がこの書面を読む朗読することによって証拠調べがされて、我々の耳に届くという、そういうものですね。三つ目としては証言。これは被害者とか目撃者、共犯者とか、その他事件関係者から直接我々が見聞きする、法廷に来てもらって、質問、尋問、答え、尋問、答えということで、証人尋問を行うという、その中で証人尋問の形でやってでてくる証言というもの。こういうふうに三つに分けられると思うのですけれども、そういったことで、証拠調べのやり方、皆さんの担当された事件それぞれ違っていたかと思うのですけれども。そういった検察官がまず立証するわけですが、検察官の立証というものが分かりやすかったかどうかということについてお伺いしたいと思うのですね。その場合、供述調書を朗読されているのを聞くっていうのと、あるいは証人尋問で直接、目の前にいる証人から話を聞く、あるいは裁判員の方からもいろいろ分からないところは疑問点を確認できるっていうそれが証人尋問なののですけれども、そういったものと、どちらがより分かりやすかったかとかいうことも併せて御意見を伺いたいと思いま

す。どうぞ1番さん。

(1番)

先ほども申しあげましたように、私どもの事件につきましては、検察官側のビデオの録画を映した場面がありました。事件そのものの性格を非常に、ポイントを如実に物語っておりましたので、いかなる陳述調書よりも、そちらの優位性が、私が冒頭に申し上げたようにすごかったので、この事件はもうこれで勝負あったなと思うぐらい適切かというと不適切かもしれませんが、適切な資料が検察側から示されたと思います。だから、証拠絶対主義が刑法の基だと言われておりますが、その証拠次第でこれは決まる一つの例と思って体験しました。

(司会者)

そういった絶対的な証拠があるということですが1番さんが担当された事件では被害者に証人尋問がされましたよね。

(1番)

はい。

(司会者)

あと目撃している人もいて、目撃者については、この書面で供述調書という形でそれが朗読されるということで証拠調べがされたのですが、その証人尋問とその供述調書の朗読っていうのを比べてみて、その記憶の残りやすさとか分かりやすさというのは、どのような違いがありましたか。

(1番)

語られる真実の重さというものがありますので、始め聞いた話のほうが記憶には残っております。それをやっぱり裏付けるものとしてそういうビデオがあったという順位からいえばあると思います。

(司会者)

被害者の話と被害者から直接聞く話と目撃者の供述調書が朗読されるのと比較されて御感想はどうですか。

(1 番)

被害者の方が言っていることが、やっぱり本当だったのだと。つまり車が発進する時に左側が前で、正面で女性は車を止めようとしたのですが、そこを急発進したわけです。そのときも左に避けていたのですけれども、急発進だったために、そのビデオの画面には「あっ」というその悲鳴と共にですね、急ブレーキをかける音が出て、車はたちまち逃げ去ったという場面が映っていたんです。それで、その場面には、肘や足や胸辺りに明らかに車の接触とは思えないほどの充血したあとが映されておりました。そういった事実と供述そのものがやっぱり合致していたということに私どもは驚きました。それくらい証拠の重要性が合っていたということだと思います。

(司会者)

ありがとうございます。それから 2 番さんの場合は自白事件でしたが、ただ被告人も被害者も長い間ホテル住まいをしていて、その際の夫婦の様子についてホテルのオーナーの証人尋問等があったという事件、審理だったと思うのですが、いかがだったでしょう。

(2 番)

証拠といたしましては、妻が介護が必要になりまして、その介護疲れから殺害に至ったという経緯があるのですけれども、その妻の状態を説明するには病名とか、すごく専門的な用語が出てきて、その羅列が続くとちょっと難しいということがあるんですね。

(司会者)

要するに、妻の診察、精神障害を患っていた奥さんの主治医の供述調書があったのだけどそれが朗読されただけでは非常に専門的な用語がたくさんあって分かりにくかった。

(2 番)

どうしても妻の病状は説明しなきゃいけないんですけど、その病状を、説明する

となると病名的な専門用語が並ぶので。その辺の難しさ等はありません。

(司会者)

そこはなんらかの解説が欲しかったということでしょうか。

(2番)

はい、そうですね。証拠といたしまして、写真と図面というのはすごく大事だと思うんです。その言葉を説明も大事なのですが、極力そういう視覚的に分かりやすいような提示があった方が確かに分かりやすいとは思いますが。

(司会者)

それから3番さんは、覚せい剤の事案で、税関の職員の方の証人尋問等があったというふうに伺っておりますが、いかがでしょうか。

(3番)

そのとおり、税関の職員の方、私たちの件の被告人ではなくて、その被告人にもう一人共犯者がいまして、その共犯者を捕まえた税関職員が証言をされた。それについては検察の説明どおりで、更に納得できる内容で分かりやすかったです。それから、もう一つ検察側が提出した証拠物というのが覚せい剤3キロの密輸の未遂なので押収した覚せい剤そのものをアクリルのケースに入れて持ってこられて、これです。一番最初に申し上げたのですが、この事件というのは被害者というのが、例えば怪我を負ったとか、その覚せい剤を飲んで中毒になったといった方が私の経験上から見えてこないのです。被害者が見えないままに法律に従ってその被告人を裁いていくということなんです、やはり現物を見て、これが3キロで2億何千万円、3億近いお金になって日本に流通するのだと。1回使うと0.0何グラムで何十万回とかいうそういう数を聞いていく中で、やはりこの覚せい剤が日本に入って流通した場合は本当に大変なことになってしまう。日本人に被害を及ぼす外国人の案件だったということが理解できるようになりまして。そういう意味では、やはりその現物を見せていただくということは我々一般市民が今まで経験していないことでも、物がある、写真がある、ビデオがあるとか、そういうことによ

って理解は深まると思いました。

(司会者)

4番さんも証人尋問ばかりだったと思うのですけれども。

(4番)

そうですね。三つか四つ印象に残っているのですけれど。一つは要するに通報があつて駆けつけて供述調書をまとめた警官の方がいらして証言台に立ち、それから足跡とか指紋の鑑定をした方が来ていただいたのですけれど。裁判員全員が最初にびっくりしたのは、立ち会った警官が「記憶にありません」という証言しかしていただけなくて、おそらく本当に記憶にないのだと思うのですよ。たくさん事件を抱えているので強盗で盗まれたってだけの事件だと。だけど、私たちは警官が見たもの証言、証人に来て、それにすごく頼るわけですよ。現場に行ったらどういうことだったのかっていうのを、その警官の記憶を聞きたいんですけども、「記憶にありません」という説明がすごく多かったです。だから、それはすごく裁判員全員戸惑って、あまりに事件が多いからこういう事件は、しかも何か月も経っていますから、曖昧な記憶で答えるわけにはいかないんで、たぶん、「記憶にありません」と言っただと思うのですけど、でもそれだったら自分で書いた調書ぐらい読んでくるんじゃないのかなっていうような疑問は少し湧きました。それから、足跡と指紋の鑑定をした方の、いろいろな専門的な説明の証言はとても参考になって、検討する材料としては冷静な材料だったと思います。それから、一番私たちが納得したのは、被害者の方の証言です。この方が非常に詳しく、実は職業上もそうだったので、自分の事件の経過をずっときちんと丁寧に丁寧に説明してくれて、なんでこうなったのか、どういうことだったのか説明してくれて、初めてその事件がビジュアルに見えたっていうのがありました。その方が記憶力の確かさと、普段の仕事からくるものだと思うのですけれども、自分がとった行動をちゃんと分析しているところがあつて、それが被告人がどんなに黙秘しようとするこの被害者の話には信頼性があるっていうのをすごく思ったんですね。それと物証としましては、追いか

る時に被告人がいろんな物投げるのですね。その投げた物が実際に私たちの目の前に、持ってきていただいて、触ったりできたんですけど。こんな重い物を投げたのだとか、こんなちょっと打ち所が悪かったらもう大けがするような物を使ったということで、非常にそういう点では物証が、その質感だとか形だとかが手に取ることができたのでそれもすごく参考になりました。

(司会者)

先ほど証人尋問の際に、この人本当に信用できるのかなとか、あるいはこれはもう信頼できるというふうに言われたのですけれども、そういったところの確認のために裁判所から補充して質問するということはあったのでしょうか。

(4番)

裁判官の人が、私たちに少し質問してみないかって言われて、ちょっと水を向けてくださって話し合ったのですね。私たちも一人一人疑問に思ったことを聞いたのですけど、それによって納得することも幾つかありました。被告人はもう黙秘なのです。だけど私が質問した時だけ、ちょっと違った反応をしたんです。

(司会者)

被告人質問ですかね。

(4番)

そうですかね。証人の被害者の方への質問も出来て、私たちはどうしてこの人はこんな生活しているのだろうっていうのが分からなかったんですけど、質問して、その本人の口から、こうなのですっていう言葉が聞けたので分かりましたっていうことで納得したっていうことがありました。

(司会者)

ありがとうございます。では5番さん。

(5番)

まず証拠として例えば現場の写真。それから行為を。

(司会者)

5番さんの場合には性犯罪だったので、ほとんど供述調書の朗読で、お二人の被害者の供述も全部朗読ってということだったのですが、その辺りの頭の入りやすさってというのはどうだったのでしょうか。

(5番)

頭の中には入りやすかったと思います。ただあまりにもかなり赤裸々な内容を文章としてまとめているのかと。証拠として書かれた場合には、そこまでちゃんと書かなければいけないのかとも思いましたけれども、犯罪の内容からして、これは男の人と女の人と受け止め方が違うのかとも思いますけれどもちょっと感じましたね。ただ証拠としては、そこまで調書としてまとめていかなければいけなかったのかというふうに後で思いました。あと、証言について、被告人の母親が出てきまして、小さい頃から、どういう子どもだったのか、本人がどうだったということも含めて一生懸命説明していただきました。それはそれで私としては理解はしたつもりではいます。そこでどのくらい情状酌量っていうか、刑を軽くしていくかっていうことについては、別に考えようと思うようになりました。

(司会者)

それから6番さんは殺人未遂の事件で、被告人の夫の証人尋問、それから御本人さんの尋問があったということですから。

(6番)

証拠の取り調べっていう形でね。私も会社員で、会社に置き換えて、また裁判とそういうものでね、今までのそういうものでいろいろ見ていったのですけれど。一つは女性が実際、自分の我が子の首を絞めてしまった。そういう写真や図が出てきました。そして、彼女の今までの生活とかそういうものをモニターで見させていただきました。そこでは本当に目で見るとっていうか、目で見て、あと耳で聞いてそんな形で分かりやすかった自分なりに入ってきたかなと。二番目の女性が実際警察に話した内容については、その文章が出ていますので、その調書のものを実際目で見るとっていうか脳で見るとっていうかそういう形ですごく理解できたかなと。あと三番

目女性が実際証言台に立って話をしましたし、お兄さんがこういうことでどうかっていうことで、お話もありまして。そのところは、本当に前の二つを含めて、心で見るとかそういうもので、いろんなものが見えてきたかなと思います。それで最後には、結局三つのものを見た中で、自分の中の本当に五感とか、本当に真実とか一番ポイントの部分はどこだかっていうものを判断していくっていう上で、証拠のその1番、2番、3番というものを含めた形で、判断の本当に材料には大きくなったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。一応、証拠で報告書、供述調書、証言というふうに、ちょっと分類したのですけれども、実際の裁判では例えば被害者や目撃者やその他関係者の供述調書が取調べられたのだけれど、でも本当のところは証人として来てもらって聞いたかったというようなことはなかったでしょうか。

(6番)

先ほど言った、なんで医者はそのうきに来ないのですかね。一回も、医者の登場ってとか、病院の登場がなかったのですよ。それは本当に、いろいろな病気の状況もいろいろ、こういう状況でしたよっていうのも、話も聞くと、一つの判断材料になるんじゃないかなと思うのですが、でもその事件とは実際、医者は関係ないから出てこないのかなと思ってですね、今でもね、このところ不思議だと思っているのですよ。

(司会者)

2番さんも、さっき被害者の症状がっていうこととの関係で、医者にもう少し分かりやすくして欲しかったとそういう意見を述べておられました。

(2番)

そうですね。医者側からすると、そうとしか言いようがないというケースもあると思うんです。こっちが説明求めても医者としての判断で、医者としての言葉で言うと、そうとしか言えないというようなケースもあると思うので、それは仕方が

ないのかなとも思う反面、もう少しでも詳細に、そういう伝えられるようなことがあれば良いと思いました。

(司会者)

3番さんはいかがですか。税関の職員の方の証人尋問があったのですが、他にも何か実際直接聞いてみたかったという。

(3番)

先ほど申し上げたように、これ中国人2人の事件でして、主犯格の男が我々の裁判の被告人だったのですが、もう1人の共犯者も捕まっています、どうも次のもう1人の被告人の裁判のときには、我々のときの被告人が証人に出るという話を裁判長から伺ったのですね。逆に、我々は検察官からのお話で情報を得て、この人間が主犯格だなということで、相手が共犯者だなという形ですとずっと裁判を続けてきたのですけれど、共犯者がもしその場で証言として出てですね、何かをしゃべると、ちょっとそれが覆る可能性もあるなっていうのは感じました。ただ証人としては呼んでなかったということで、それは叶わなかったのですが、一方では共犯として証人で出て、もう一方の裁判では証人としないうという、その判断基準というのが、ちょっと不明解っていうか分かりにくかったです。

(司会者)

ありがとうございます。検察官の立場からございますか。

(検察官)

いろいろと貴重な御意見ありがとうございます。これまで例えば医者 of 供述調書は難しい言葉もあって分かりにくかったというような御意見もあったかと思うのですが、そういった、今出た証拠以外に、他にもこういう証拠は分かりにくかったなあというものが、もしあれば教えていただければ助かります。それから証人としてではなくても、他に実はこういう証拠があれば見たかったというようなものもあれば、教えていただければと思います。

(司会者)

どうでしょう。挙手で。どうぞ，5番さん。

(5番)

私の担当したところでは，被害者として二名出てきておりました。その二名の供述調書という形で出ていたと思うのですが，実際こういう犯罪からして，2回しか起きなかったのかな。もっと，要するに被害届として出されていない方が周りにはもっといたのではないかなって，そういうところがちょっと不明な点がありました。たったの2回だったのか，それとも10回やったうちの2回だったのか。そういうようなところが，ちょっと不明だったところがあります。犯人，被告人としては出来心だったということで済ましております。ですので，そういう言葉から，それをまともに受けて良かったのか，どうかっていうところが，まだはっきり分からなかったかなとも思っております。

(検察官)

ありがとうございます。

(司会者)

検察官がどこまで立証するかという，その辺の。

(5番)

ええ，そうですね。

(司会者)

弁護人の立場から井上弁護士，何か。

(弁護士)

たぶん今日来ていただいた方々だと，そんなにはなかったのかもしれないのですが，よく示談書であるとか，被害者に対しての弁償をしたその証拠みたいな，弁護側から出すようなことがあるのですけれども，ちょっと先ほどのお話を聞いておったところ5番の方のところでは幾らかの弁償がされたっていう話だったのですね。これはどういう形で証拠化されていたのか，何か領収書みたいなものが出ていたのかとか，合意書が出ていたのかとか，弁護人の報告書みたいな形で何か書面になっ

ていたのかとか、その辺はどうだったか御記憶ありますか。

(5番)

申し訳ございません。ちょっとその辺がはっきり覚えてはいなかったのですけれども、確かに幾ら幾らお支払した謝罪も含めて被告人の方はしたということなのですが、実際にその被害者の方からすると、頂いたことは頂いたけれども、それで納まるようなものではありませんということです。要するに刑はしっかり刑として取って欲しいというような供述調書の中にもあったかと思いますが。要するに受取ったからそれで良いのですよってというような形ではなかったと思います。ただそれを、例えば、冒頭陳述だとかそういうところも含めて、そこが前面に出てしまうと、反対に我々としてはなんというのですか、お金払ったのだからいいんじゃないって言うふうに受け留められちゃう。そうすると、それに対する反発って言うのはちょっと出てきたかなって言うふうに思います。

(1番)

私どもの裁判では、傷ついた被害者の方への治療代とか、幾らかそれに対する慰謝料のようなものを払ったという口頭の説明がございました。だけど、今ちょっと5番の方が言いかけられたように、事件の本質からちょっと離れているなっていう感じで受けとめました。

(弁護士)

口頭って言うのは、被告人質問かなんかで、証言として出たってということですか。

(1番)

そうですね。そういう弁護人の方から、そういう話が出ました。

(弁護士)

そうすると、弁護人の報告書みたいな形になっていたのを読み上げた形ですかね。

(1番)

それは、たぶん、なかったと思うのですけれども。

(弁護士)

なんか、現場でやっていた、やっている者としては。

(1 番)

ええ、そういうのは、出したと。また他にも出す予定だと、見込みだというような話はありません。

(弁護士)

出たのですね。

(1 番)

今、弁護士さんがおっしゃったような、そのための書類は提出されておられません。

(司会者)

ありがとうございます。じゃあ、木山裁判官。

(裁判官)

証人尋問のですね、時間的な長さとか、そういったものについてちょっと御意見をお伺いしたいなと思っているのですが、例えば否認事件で被害者、かなり長く聞かれていますよね。これトータルすると相当長い時間お聞きになられているんですけど、例えば休みの挟み方とかね、あるいは全体的な時間はいかがでしたか。

(4 番)

そういうものだっていうことで受け取っていたので、特にしんどいとかはなく、裁判官の人がすごく気を使ってくださる雰囲気があったので、長い法廷でも耐えられたと思いますし、ただこの被害者の方のは時間をかけていただかないと、これが本当にポイントだったのですよね。だから、これだけの時間がやっぱり必要だったんじゃないかなとは思いました。

(裁判官)

なるほど、必要に見合った長さだったっていうことで、さして苦にならなかったってことですかね。

(4 番)

そうですね、はい。

(裁判官)

あるいは他の方で尋問を聞いていて検察官なり弁護人なりの聞き方、あるいは証人の答え方とかで、もどかしい思いをしたとか難しかったとか、あるいは逆に鮮やかによく分かったとか、その御感想あれば。

(4番)

最初の冒頭陳述ではあまり感じなかったのですが、弁護側の方が四苦八苦して弁護されているのが、段々分かるわけですよ、証人尋問の中でいろいろ。弁護人若い方だったのだけど、証人の方に対して何か質問したり間違いを指摘するの、それが弁護人そのものの認識が間違っていて、それが検察官にそれは間違っているっていうことを指摘されるっていうのがあって、後で皆で痛々しかったねって言ってしまったぐらい、若い弁護人が本当に困ってやっているのだっていうのが分かるのですね。だから、それが私たちの考え方や何かに影響しなかった訳はないと思いますよ。大変な人を私たちは被告人として扱っているのだっていうようになってきて。というのは、弁護人のその態度だけではないのですけども、それも影響していました。

(裁判官)

証拠に差し障りがある。

(4番)

それと細かいミスっていうのは、やっぱりまずいですよね。検察官の人にすぐに指摘されちゃいましたから。だから若くてもいいので、落ち着いて堂々と弁護、質問したりしてくださったほうが良かったなっていうのは思います。

(裁判官)

これは貴重な御指摘ですね。

(3番)

私の件の場合は中国人だったのですが、当然我々裁判員も、裁判長もおそらく中国語はお分かりじゃないってことで通訳の方が付くのですが、通訳の方も中国人の

方でした。それあとで分かったのですが、国民性なのか、とにかくしゃべりが長いのですね。被告人も、とにかく一つ裁判長が質問すると、それに対して答えだけでなく、もう10倍ぐらいに謝罪の言葉とかいろんな膨らまし方をして、もう止めどもなくしゃべっていくのですね。それに対して通訳の方も、同時通訳のような形ってこともありますし、ある程度区切って通訳することもあるしということで、この時間ってということについては本当に外国人というのは、裁判で裁く場合に日本人の倍はかかるのだからってというのは、倍以上かかるのかなってというのは、すごい実感しました。裁判長はその辺わきまえられていて、通訳の方についても被告人に対しても、とにかく途中で言葉を、その証言と言いますかね、言葉を区切るということを常にされていたので、非常に御苦労されたと思うのですが、やはり外国人の事件というのはどのくらいあるか分からないのですが、時間的にはやっぱり内容的なもの比べると倍かかっているのかなというのを実感して。あとはその通訳の方が中国人で日本語もしゃべれる方と、日本人で中国語もしゃべれる方、これでだいぶ違うこともあるんじゃないかなっていうのを、ちょっとその場で感じたのですが。たまたま中国人の女性の方で、ある程度、ほとんど両方の言葉は理解されているのでしょうけど、やはり日本語になった時に我々が聞き取れない、もしくは内容がちょっと不明な言葉が返ってきたっていうのがあって、裁判長も本当に分からないところは通訳の方に聞き返されていましたけど。そういった不便が、やっぱり外国人を裁く場合にはあるということを実感しました。

(司会者)

ありがとうございました。時間も押し迫ってきましたので。評議ですね。特に量刑評議について御意見を伺いたいと思います。量刑評議では裁判官のほうから最初に量刑の基本的な考え方について説明がされて、量刑の基本的な考え方ってというのは、今回の事件はこういうタイプの事件で、あと犯罪事実の内容について説明がされて、あと犯罪行為自体はこんなに重いのです、重いのかどうか、あるいは犯罪行為をやろうと決意したっていう点について、どの程度非難できるのかっていうよう

な、そういった観点から量刑のまず枠が決まってくるのだと、その量刑の枠の中で、あと調整要素、修正要素として一般情状と呼ばれている被告人の反省の程度とか、更生の見込みとか、あるいは被害弁償をしたか、していないとか、被害感情とか、処罰感情ですね、そういったものを調整要素として考えていくのだからというように、おおむねそういう内容の説明が裁判官からされていると思います。それから量刑グラフもこれまでの先例を見てみましょうということで量刑のグラフも示されたその後、量刑の実質的な評議に入っていくという、そういう流れかと思うのですが。この量刑の基本的な考え方の説明とか、あるいは量刑グラフを見る、そういう時期ですよね、もっと早くそういう説明を聞いたかったとか見たかったとか、あるいはもっと後でいいとか、あるいはこんなものいらないとか、いろいろあるかと思うのですけれども、その点について御意見を伺いたいと思いますが。1番さん。

(1番)

まず始めに私どものこの裁判員の体験がなんとか納まったのは、裁判官の適切なリードがあったから。これはもう改めて申し上げるまでもなく、私どもには3人の裁判官の方がついていただきました。非常に適切な運営をしてくださったためであったと思っております。そこで難しかったのは、こういう量刑はどうやって決めるのだろう、これは素人の悲しさです、判例も量刑の事例も知りませんし。そこで有効なアドバイスを裁判官の方からいただいたということにおいて私なりに納まったのですが。それに至るまでは、ああじゃないか、こうじゃないかということがあったことは事実です。それで最終的には私どもの場合は、検察側の6年の求刑に対して3年の判決と、取調べ期間中の100日を加算すると。

(司会者)

引くのですかね。未決勾留日数ののですかね。

(1番)

量刑を決めるってことは非常に難しいものだということを改めて感じました。

(司会者)

2番さんは懲役12年の求刑に対して懲役10年の判決ということで、先ほど私から申し上げました量刑の基本的な考え方の説明とか、あるいは量刑グラフを見る時期等についても、何か御意見ございましたら。

(2番)

時期という点に関しては、4日間の日程の中で2日目まで審理になりまして、3日目の評議になって、その3日目の評議の後半で量刑を決めるというタイミングだったので、タイミングの遅い早いもなく、そのタイミングしかないと思っていましたので、タイミング的には適切だと思います。それで量刑の判断のときには、細かい考え方として、今回は妻の殺害だったのですけれど、殺害した対象が配偶者であることとか、凶器のあるなしとか、自首したか、していないかとか、そういう提示があって、その点の判断材料というか、量刑の基本的な考え方をする上で提示された資料に関しては分かりやすかったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。3番さん、どうぞ。覚せい剤の事件で、先ほど言うておられたように、検察官は求刑12年で弁護人は6年で、その中で9年になったということですが。量刑の基本的な考え方とか、あるいは量刑グラフとかというものを示される時期っていうのは。

(3番)

当初から、ある程度、判例を基に量刑を決めるのだろうなっていうのは頭にあったのですが、量刑グラフっていうのがあって、画面の中に出てきて、検索するとパッと出るという、ああいうものがあるというのは、初めてその段階になって知ったということなのですね。私が思うのは、その量刑グラフを出していただくタイミングというよりは、ああいうものがあるのだということを事前に頭にあると、その判断をする時にはそれを見てある程度判断できるのだなという、ある程度心の構えといいですか、グラフを見て量刑を決めるのだなっていうのが分かったと思うのですが、量刑グラフのその画面を見て検索してっていう、ああいうシステムがある

こと自体は、その場でないと分からなかったもので、最初の説明の段階でちょっとそれをしておいていただければな、というのがありました。

(司会者)

最初ってどの段階ですか。

(3番)

裁判の始まる前の段階っていいですかね、裁判員が集まって流れを説明していただくとき。判例を見られるのかどうかっていうことと、判例をいつ示していただくのかなってというのは、どのタイミングになるのかってというのは事前に知っておきたい。最初から量刑を見てもきっと判断はできないと思うのですけど。

(司会者)

そういうものがあるっていうことですね。

(3番)

そうですね。なんでここに大きいモニターがあるのかなって、これはテレビを見るためなのかなって、ずっと思っていたのですけど、あれはそのためだったってのがその場で分かった。あとはこれは逆に疑問なのですけど、私の事案の場合は覚せい剤取締法違反で密輸っていうことで、確か検索をするときに、その法律、覚せい剤取締法なり、それから覚せい剤の量がどれぐらいだったのかってことと、それから主犯なのか、自分で利益目的のためにやったのか、運び屋なのかと、そういう判断があって、それで量刑グラフが出てきたと思うのですね。それは事例によって全部違うのだろうと思うのですけれど、なんの法を犯したっていうことが分かっていたら、何がポイントに裁かれるのかってというのは、あの量刑グラフを見るとそのとき初めて分かる。これとこれとこれを押さえておけば、他の裁判、判例と判断がなくなっていくのが、その量刑グラフを見て初めて分かったということ。

(司会者)

入れる因子というか、条件みたいなものが重要だということがそこで分かった。

(3番)

そうですね。条件がどこになるのか。例えば同じことなのに量によって量刑が違  
うのだって、その辺はああそうなのだなって思いましたね。影響力が大きい少ない、  
それも判断基準なのだというのがその場で分かって、そういう目で見させていただ  
いて、初めて本当に量刑グラフ、ああいうシステムがあるなっていうのが実感でき  
ました。

(司会者)

ありがとうございます。じゃ4番さんは、犯人性も争われていたのですが、有罪  
だという判断をしたあと、量刑評議に入ったと思うのですけれども。

(4番)

量刑グラフは分かりやすく大変良かったと思います。ただ裁判官は最後の方に  
出すようにおっしゃっていたのだけど、量刑の評議をするときにもう裁判員の1人  
が最初からそういうのがあれば教えてくれみたいなお話になって、最初ちょっと裁判  
官の人は少し自由なディスカッションをしてから、量刑グラフを出す予定だったみ  
たいなのですけど。裁判員の中にはいやそれはもう既に決まっているものがあるの  
だろうから最初から教えてくれっていうことで出させていただいて、でも内容はとて  
も分かりやすく迷うことなく重すぎず軽すぎずというところの判断ができたとい  
う点では役に立つ資料だと思います。

(司会者)

4番さん個人としてはどの時期が良いという。

(4番)

あの時期で。私は思ったのは裁判官の人が本当に一つの枠を最初から出さないで、  
私たちに自由に話を意見を交換させて、最後に枠を示してくださったんじゃないか  
と思っていましたので、タイミングとしては遅すぎもせず、早すぎもせずだったと  
思います。

(司会者)

5番さん。求刑が検察官は懲役10年で弁護人が3年6か月という、かなり差が

ある中での8年6か月という判断だったのですが。

(5番)

おっしゃられたとおり、最初からそれだけ差があるのかなという、この犯罪に対しては、それだけ差があるのかなという感覚を最初に持ちました。量刑の評議について、最後になってくるわけですけれども、タイミングとしては悪くなかったと思っております。その前にわりかし自由に裁判員の方がいろいろ発言されていまして、そういうのを基に最終的に決めていったということです。6人いて、どのくらいにするかということだったのですけれども、順番に話をすると、その人の考えに引きずられる可能性があるということもありまして、我々としては一度全員が紙に書いて、それから開くというような方法を取りました。そういう点では良かったかなと思っております。

(司会者)

それはグラフを見た後のということですね。

(5番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございます。6番さん。

(6番)

量刑グラフは流れの中で適切かと思えます。

(司会者)

執行猶予かどうかっていうところが争点だったのですね。

(6番)

そうです。最終的には3年の執行猶予5年という形になったのですが、その中で保護観察を付けるべきかの話が、最終的には保護観察も付けない形になったのですが、そこら辺がすごく裁判の中で難しいなという感じを受けました。そして最終的にはですね、心の本当に負担というか、そういうものが軽くなったのは、評決が

出たあとに裁判長が、良い裁判で良い判決だったと思うよっていう形のお話があったとき、ああこれで良かったのかなっていうのが、それを置きどころにしているのですが。そういう内容でした。以上です。

(司会者)

ありがとうございます。ちょっと進行の不便で、ちょっともう時間になってしまいましたので。松田検察官から今の点も含めて最後に一言、何かございましたら。

(検察官)

皆様、貴重なお時間を頂戴しまして、率直な御意見いろいろと聞かせていただきまして本当にどうもありがとうございました。今日伺いましたいろいろなお話を今後の裁判でも活かしてより良い裁判公判活動を実現していきたいなと思います。本日はどうもありがとうございました。

(司会者)

井上弁護士どうぞ。

(弁護士)

私も同じ気持ちです。弁護人として、どういう活動をするかということに今後とも活かしていきたいと思います。今日はありがとうございました。

(司会者)

木山裁判官、どうぞ。

(裁判官)

本当に今日はいろいろ勉強になりました、とても新鮮な角度からの御感想を幾つもお聞きできたと思います。ありがとうございました。

(司会者)

時間もまいりましたので、これでお開きとさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。